おてがる Pay 取扱加盟店特約

第１条　【総則】
本特約は、当社が定める JMS おまかせサービス加盟店規約、JMS おまかせサービス電子マネー加盟店規約、および JMS おまかせサービス加盟店規約（J-Debit 版）（以下、個別にまたは総称して、「原規約」という）に定める JMS 加盟店が、第 2 条に定める「おてがる Pay」を利用する場合の契約関係につき定めるものです。

第２条　【用語の定義】
本特約に定める用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。
1. 「おてがる Pay」とは、JMS 加盟店が、本特約第 6 条に定める当社が指定するスマートフォン等に連動する端末機を使用し、信用販売を行う方法をいい、その内容は第４条に定めます。
2. 「i.Land」とは、当社所定の Web サイトにおいて提供するサービスの名称をいいます。
3. 「決済システム」とは、当社と契約を締結した JMS 加盟店に対し提供する端末機によるクレジットカード決済システム、交通系電子マネー決済システムおよびその他の決済システムをいいます。

第３条　【おてがる Pay の申請、登録、利用開始】
1. 新規加盟希望者は、原規約に基づく加盟申込と同時におてがる Pay の利用について本特約を承認 のうえ、当社所定の方法をもって申し込み、当社の承諾を得るものとします。新規加盟希望者は、かかる申し込みによっておてがる Pay の適用のみならず、合わせて i.Land の利用登録も申し込むことになります。
2. JMS 加盟店が、新たにおてがる Pay の利用を希望する場合、本特約を承認のうえ、当社所定の方法をもって申し込み、当社の承諾を得るものとします。なお、当該申し込み時において JMS 加盟店が既に i.Land　の利用登録を行っていた場合を除き、JMS 加盟店は、かかる申し込みによって、おてがる Pay の適用のみならず、合わせて i.Land　の利用登録も申し込むことになります。
3. 当社は、前２項の申し込みを承諾した場合、これを登録します。当該登録の完了をもって、i.Land　の利用登録も完了し、JMS 加盟店に対し、本特約が適用されるものとします。
4. 当社は、おてがる Pay の登録完了後、JMS 加盟店に対し、当社所定の方法によって、おてがる Pay の登録完了日等を通知いたします。

第４条　【おてがる Pay】
1. おてがる Pay の内容は、次のとおりとします。
   ①　手数料率
   原規約に定める手数料率は、おてがる Pay 規定料率が適用されます。
   ②　お振り込みのご案内
   i.Land　をご利用いただきます。郵送による通知は行われません。
   ③　端末機

本規約第５条に規定する、当社指定の端末機をご使用いただきます。

④　適用対象単位

・　i.Land　に登録された支払先番号ごとに対象となります。

・　新規加盟同時申込の場合は、当該 JMS 加盟店に付与される支払先番号が対象となります。

第５条　【おてがる Pay の利用終了】

1. JMS 加盟店が次のいずれかの条件に該当した場合は、おてがる Pay の利用は終了となります。なお、おてがる Pay の利用が終了する場合、同時に i.Land の利用登録も終了するものと します。

① JMS 加盟店がお振り込みのご案内の郵送を希望した場合（当社によって i.Land が一時 停止または中止された場合において、お振り込みのご案内が郵送される場合を除く）

② JMS 加盟店が i.Land の利用登録を解約し、またはその利用登録が抹消された場合 ③原規約に基づく加盟店契約が終了した場合

③ その他、当社がおてがる Pay を適用できないと判断した場合

2. 前項によりおてがる Pay の利用が終了した場合、当社は、加盟店に対し当社所定の方法によって、その旨を通知いたします。

第６条　【端末機の貸与】

1. JMS 加盟店は、おてがる Pay の利用にあたり、当社所定の方法で端末機の貸与を申し込むものと します。この場合、当社が認めた場合に限り、複数の端末機の貸与を受けることができるものと します。
2. 当社は、前項に基づき端末機貸与の申し込みを受け付けた場合、当社所定の手続きに従い、JMS 加盟店に対し端末機を貸与します。前項の申し込みを行ったにもかかわらず、端末機が届かなかった場合には、JMS 加盟店は、速やかに当社所定の方法により、端末機の再送付を申し込むものとします。
3. JMS 加盟店は、端末機の貸与の対価として、別途当社が定める方法に従い、貸与料を当社に支払うものとします。
4. JMS 加盟店は、端末機を受領し、当社所定の方法でアプリをダウンロードするほか、端末機及びアプリを通じて決済システムを管理するサーバに有効に接続できる環境を整える等、決済システムを利用した取引を行うことができる設備その他の環境を自らの費用と責任において整備するものとします。なお、アプリがバージョンアップされた場合には、JMS 加盟店は、当社所定の方法によりアプリをアップデート等するものとし、これをしなかったことにより、決済システムが利 用できなかった場合、当社は責任を負わないものとします。
5. JMS 加盟店は、端末機を善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡し又は使用させてはならないものとします。また、JMS 加盟店は、おてがる Pay 利用期間中及び利用終了後も端末機やアプリ等決済システムにおいて使用する機器やソフトウェアの損壊若しくは解体又はリバースエンジニアリング等の解析行為を行ってはならないほか、端末機取扱説明書を遵守し、改変行為その他定められた目的および使用方法に反する使用をしてはならないものとします。

6. JMS 加盟店は、端末機が電池切れ、故障、破損等（以下、「破損等」）により使用することができなくなった場合には、当社に対し、所定の方法で申し出るものとします。当社は、当該申出が適当と認めた場合に限り、当社が別途定める保証期間中、無償で、端末機の交換又は修理を行います。保証期間経過後又は端末機が JMS 加盟店の責めに帰すべき事由により破損等が生じた場合、JMS 加盟店は、当社所定の方法により、端末機の有償交換又は有償修理を申し込むことができます。この場合、JMS 加盟店は、使用することができなくなった端末機の取扱いについて、当社の指示に従うものとします。なお、当社は、本条に定める保証対応のみ行うものとし、原因のいかんを問わず、端末機が使用できなかったことによる損害について責任を負わないものとします。
7. JMS 加盟店は、第 2 項又は第 6 項に基づく端末機の貸与又は交換に先立って、当社が第 3 条に 準じた審査を行う場合があり、かかる審査の結果により、端末機の貸与および交換をしないこと があることを承諾するものとします。
8. JMS 加盟店は、当社との間の加盟店契約が終了した場合には、アプリの利用を中止し、直ちに当社所定の方法により端末機を返還するものとします。この場合、返還に要する費用は、JMS 加盟店の負担とします。
9. JMS 加盟店がその故意又は過失により端末機を紛失又は毀損したと当社が判断した場合には、当社は、当該 JMS 加盟店に対し、違約金として、当該端末機と同一の機器(同一の機器がない場合にあっては、同等の機器)の当該判断時点における価格相当額を請求できるものとします。
10. JMS 加盟店は、端末機等について、紛失・盗難等の事実が判明した場合には、速やかに当社に連絡するとともに、当社の指示に従い必要な措置を講ずるものとします。
11. 前各項の定めにもかかわらず、当社は当社の裁量により、JMS 加盟店に対し、端末機等を販売する場合があるものとします。

第 7 条　【免責】

1. 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、おてがる Pay の利用に起因または関連して生じた加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。
2. 前項の定めにもかかわらず、当社がおてがる Pay の利用に起因または関連して JMS 加盟店に対 して損害賠償責任を負う場合であっても、その範囲は当社の行為により JMS 加盟店に通常生ずべき損害（ただし、逸失利益を除く）に限られ、JMS 加盟店は、特別な事情によって JMS 加盟店に生じた損害の賠償を請求することができないものとします。

第 8 条　【禁止事項】

加盟店は、本特約に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡、質入れ等をしてはならないものとします。

第 9 条　【本特約の変更】

1. 当社は、JMS 加盟店への事前通知または承諾なくして、本特約を随時変更することができるものとします。この場合当社は当該変更について、すみやかに、E メール、インターネットサイト等の方法により、JMS 加盟店に公表または通知します。

2. 当社が本特約の変更内容を通知または公告した後において、JMS 加盟店が信用販売または通信販売を行った場合、JMS 加盟店は新しい特約を承諾したものとみなすものとします。

2025 年 3 月 25 日